

令和2年度 第2回福井市国民健康保険運営協議会

日 時：令和3年2月4日（木）

午後3時から

場 所：福井市役所本館8階 第8AB会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 市民憲章唱和

3 挨 拶

4 諮 問

5 議 事

(1) 協議事項

① 令和3年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について（資料1） P1

② 令和3年度国民健康保険税の税率（案）について（資料2） P2

③ 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について（資料3） P3

④ 令和2年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について（資料4） P4

⑤ 令和3年度福井市国民健康保険特別会計予算について（資料5） P5

⑥ 令和3年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について（資料6） P6

⑦ 保健事業等の主な取組みについて（資料7） P7

6 その他

7 閉 会

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成31年4月～令和4年3月）

- 1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう
あいさつで ふれあうよろこび 深める絆
- 2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう
スポーツで 広がれつながれ 元気の輪
- 3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう
ふるさとを 今よりもっと 美しく
- 4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう
たかめよう 交通マナーと 防災意識
- 5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう
ふくいの魅力 学んで知って 広めよう

（昭和39年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

福井市国民健康保険運営協議会委員名簿

（任期：令和元年6月21日～令和4年6月20日）

選出区分	所 属	氏 名
被保険者代表	み な み 地 区	山 ^{ヤマ} 田 ^ダ 陽 ^{ヨウ} 子 ^コ
	あ ず ま 地 区	柿 ^{カキ} 中 ^{ナカ} 絹 ^{キヌ} 江 ^エ
	川 西 地 区	上 ^{ウエ} 山 ^{ヤマ} 幸 ^{ユキ} 美 ^ミ
	あ た ご 地 区	千 ^チ 田 ^ダ マ リ
国民健康保険医 及び同薬剤師代表	（一社）福井市医師会	田 ^タ 中 ^{ナカ} 章 ^{アキ} 善 ^{ヨシ}
	（一社）福井市医師会	吉 ^{ヨシ} 田 ^ダ 浩 ^{ヒロ} 士 ^シ
	（一社）福井市歯科医師会	堀 ^{ホリ} 江 ^エ 謙 ^{ケン} 一 ^{イチ}
	（一社）福井市薬剤師会	上 ^{ウエ} 原 ^{ハラ} 敏 ^{サトシ}
公 益 代 表	福井市自治会連合会	◎ 辻 ^{ツジ} 元 ^{ハジメ}
	福井市社会福祉協議会	高 ^{タカ} 畑 ^{ハタ} 和 ^{カズ} 子 ^コ
	福井市老人クラブ連合会	井 ^{イノ} 上 ^{ウエ} 美 ^ミ 智 ^チ 子 ^コ
	福井市連合婦人会	○ 田 ^{タム} 村 ^ラ 洋 ^{ヨウ} 子 ^コ
被用者保険者代表	セーレン健康保険組合	竹 ^{タケ} 内 ^{ウチ} きよみ
	全国健康保険協会 福井支部	五 ^{イソ} 十 ^{カワ} 川 ^フ 光 ^{ミツ} 信 ^{ノブ}

◎会長 ○副会長

令和3年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について

1 本算定の概要

(1) 算定の前提条件

- 国から示された確定係数及びあらかじめ運営方針等で定めた算定方法により本算定を実施。

- 給付費の推計＝被保険者数 × 1人当たり診療費

① 被保険者数の推計

被保険者数

＝R元年度被保険者数（実績）×R元～R2年度の単年度伸び率（▲2.2%）²

（ただし、70歳以上の被保険者数については、団塊の世代の動向を反映させるため、自然・社会移動率を1歳単位の被保険者数に乗じて算定する推計法（コーホート要因法）を用いて推計）

② 1人当たり診療費の推計

R3年度1人当たり診療費

＝R元年度1人当たり診療費（実績）×平成29～令和元年度単年度伸び率（2.9%）

（本来であれば、単年度伸び率を2回乗じて1人当たり診療費を推計する所、直近の給付実績推移や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う給付費の減少等を考慮して、1回だけ乗じて推計を実施）

(2) 令和3年度納付金額の概要（県全体）

- 令和3年度納付金額を令和2年度と比較すると、約8億円の減。 ※令和3年度 181億円 ← 令和2年度 189億円

①歳出では後期高齢者支援金が減少（▲1億円）、介護納付金が増加（+2億円）。

②歳入では前期高齢者交付金額が増加（+19億円）、療養給付費負担金等の公費が減少（▲14億円）。

(3) 福井県における令和元年度決算剰余金の活用

- 令和3年度の納付金算定においては、新型コロナウイルスの影響が見込まれることから、福井県の国保特別会計の令和元年度決算剰余金約17億円のうち、国庫返還金等を除いた約4億円を被保険者の負担軽減に活用。

(4) 激変緩和措置の実施

- 令和3年度一人当たり保険料必要額が、制度改革前の28年度と比較して、毎年度当たり2.6%（自然増分）を超えて伸びている市町に対し、激変緩和措置を実施

- 保険料負担の増を全県的に緩和するため、激変緩和財源の残額を全市町に配分

2 令和3年度国保事業費納付金及び標準保険料率算定に必要な保険料総額

表1: 国保事業費納付金・保険料総額推移

（単位:円）

	令和2年度本算定	令和3年度本算定	増減
国保事業費納付金	5,894,283,551	5,621,565,432	▲ 272,718,119
標準保険料率算定に必要な保険料総額 （標準保険料総額）	5,420,364,325	5,081,740,061	▲ 338,624,264

※標準保険料総額 納付金の支払に必要な額を集めるために賦課すべき国税の総額

3 令和3年度標準保険料

(1) 一人当たりの標準保険料

令和3年度の一人当たり標準保険料の本算定額は118,301円で、

令和2年度当初賦課の1人当たり保険料123,670円より5,369円低い。

表2: 1人当たり標準保険料推移

	被保険者数 （一般）	標準保険料総額	一人当たり標準保険料 （保健事業等加算後および収納率調整後）			
			R2年度 当初賦課	R3年度 本算定額	増減額	増減率
福井市	42,956	5,081,740,061	123,670	118,301	△ 5,369	△ 4.3

R元年度当初賦課	121,681
----------	---------

※標準保険料総額は、均等割・平等割の7・5・2割軽減額や基金繰入額、決算補填目的の一般会計繰入額等が差し引かれていないため、実際の調定額とは異なる。

(2) 標準保険料率

表3: 令和3年度標準保険料水準に基づく税率(3方式)

区分	所得割		被保険者 均等割		世帯別 平等割	
	現行との差		現行との差		現行との差	
医療保険分	6.52%	(▲ 1.58%)	27,191円	(▲ 2,409円)	19,018円	(+ 1,618円)
後期高齢者支援金分	2.47%	(▲ 0.44%)	10,111円	(+ 1,211円)	7,072円	(+ 1,472円)
介護保険分	2.62%	(+ 0.07%)	13,723円	(+ 4,623円)	6,802円	(+ 1,202円)
計	11.61%	(▲ 1.95%)	51,025円	(+ 3,425円)	32,892円	(+ 4,292円)

表4: 現行の保険税率(3方式)

区分	所得割		被保険者 均等割		世帯別 平等割	
	現行との差		現行との差		現行との差	
医療保険分	8.10%		29,600円		17,400円	
後期高齢者支援金分	2.91%		8,900円		5,600円	
介護保険分	2.55%		9,100円		5,600円	
計	13.56%		47,600円		28,600円	

令和 3 年度国民健康保険税の税率（案）について

1 国保税改定方針

(1) 基本的な方針

国保会計の単年度収支の均衡を保つよう毎年度、県が示す標準保険料を参考として、適切な保険税率を設定する。

(2) 新型コロナウイルスへの対応

令和 3 年度においては、新型コロナウイルスの影響により、国保税算定の根拠となる令和 2 年被保険者所得の減少が想定されることから、令和 3 年度の国民健康保険税総額の大幅な減収が見込まれ、留意する必要がある。

2 県提示による福井市の 1 人当たりの保険料（税）

表 1: 1 人当たり標準保険料・保険料必要額比較 (単位:円)

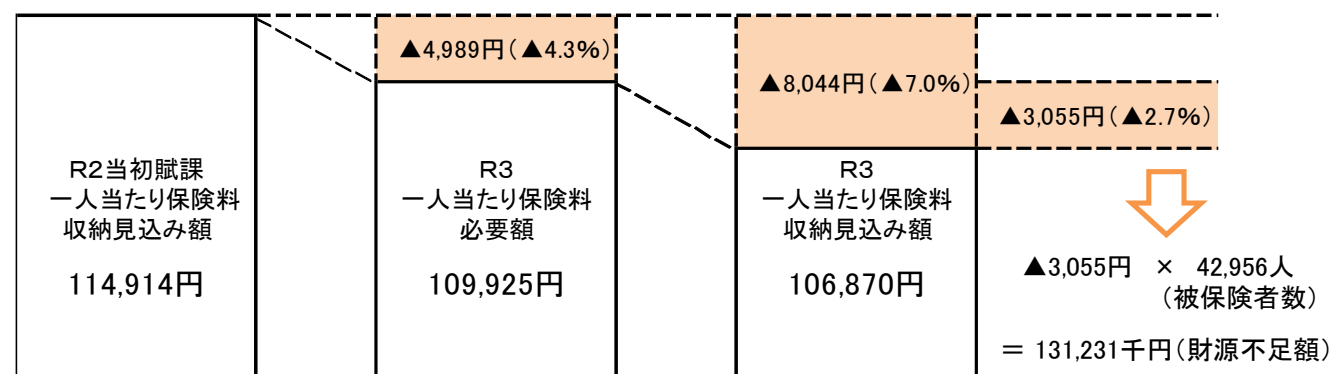
	令和2年度本算定	令和3年度本算定	増減
1人当たり標準保険料	123,350	118,301	▲ 5,049
1人当たり保険料必要額 (標準保険料に収納率を乗じたもの)	113,568	109,925	▲ 3,643

※保険料必要額 国保税として収納すべき金額で、標準保険料に収納率を乗じて算出

3 令和 3 年度の国民健康保険税の見通し

- ・ 県から示された令和 3 年度の国保税として収納すべき 1 人当たり保険料は 109,925 円で、2 年度当初賦課と比較して 4,989 円の減 (▲4.3%)。
- ・ 国が示した地方税の収入見通しは前年度比 7%減。
⇒国保税が大幅に減少する可能性がある。
- ・ 7%減の場合、1 人当たり保険料収納見込み額は 106,870 円
⇒県が示す収納すべき金額より 3,055 円の減 (▲2.7%)。
- ・ 福井市国保全体では、131,231 千円の財源不足が発生。

図 1: 現行税率を維持した場合の収支見込



※保険料収納見込み額とは、賦課額に推定収納率(92.92%)を乗じたもの。

4 本市の令和 3 年度の税率（案）について

財源不足を補うために税率改正を行うことは、新型コロナウイルス禍における経済状況を鑑み、できる限り被保険者にとって負担増とならないよう配慮する必要がある。

このため、県が示す標準保険料率と乖離が生じるが、下記の財源を活用することにより、令和 3 年度は税率改正を行わず、据え置きとする。

(1) 国民健康保険基金の活用

基金の活用については、従来から不測の収入減などに備えるものとしており、今回の新型コロナウイルスの影響による収入減は不測の事態であることから、基金残高 118,667 千円を活用する。

表 2: 国民健康保険基金残高推移(見込み) (単位:円)

令和元年度	令和2年度			令和3年度		
年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高	積立額	取崩額	年度末残高
118,667,815	130,000,000	0	248,667,815	50,000,000	118,667,000	180,000,815

(2) 令和 2 年度会計収支黒字分の活用

令和 2 年度の会計収支は黒字になる見込みであることから、基金を活用してなお不足する分については会計収支黒字分を活用する。

福井市市税賦課徴収条例の一部改正について
(保険税軽減判定基準額に係る見直し)

1 改正の理由

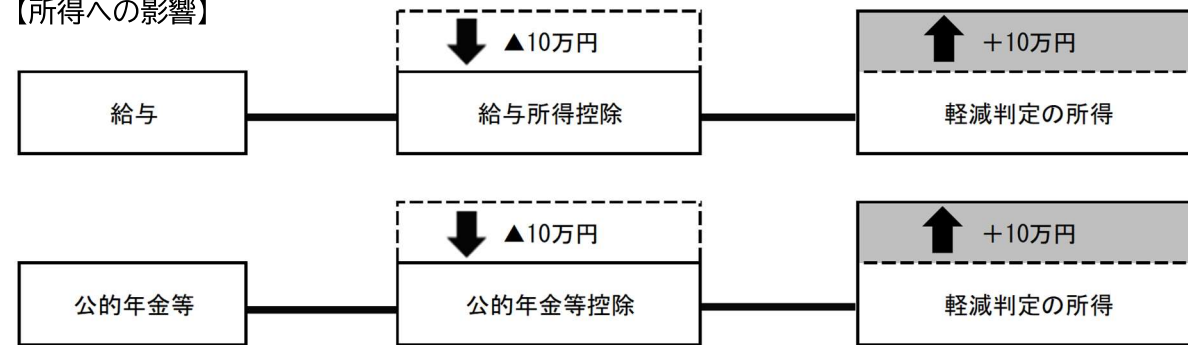
平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る軽減判定所得の算定方法について見直しを行う。

2 改正の内容

① 個人所得課税の見直しにより、給与所得控除と公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定の算定に用いる所得の基準額を10万円引き上げる。

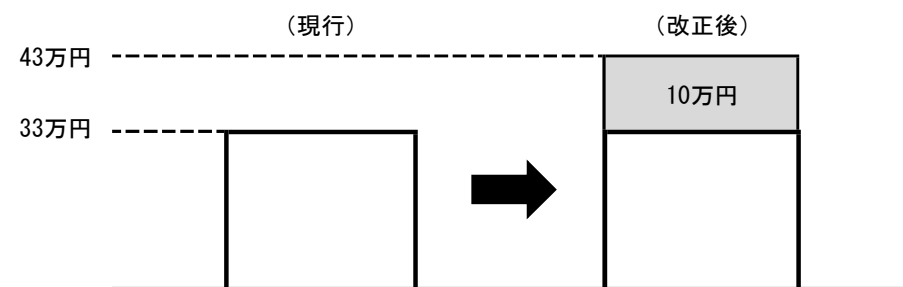
(図1)

【所得への影響】



(図2)

【基準額の引き上げ】



② 給与所得者等が2人以上いる世帯が、今回の見直しの影響により軽減世帯が対象外になる不利益が生じないように、人数分、軽減判定の所得基準額を増額する。

(図3)

1人世帯	2人世帯
給与所得控除 ▲10万円 軽減判定所得基準額 +10万円	給与所得控除 ▲10万円 ▲10万円 軽減判定所得基準額 +10万円
影響なし	不利益

(新たな算定式の追加)

$$\text{基準額} + 10 \text{万円} \times (\text{給与等を受ける者の数} - 1)$$

給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた額を基準額に加える

(図4)

軽減判定の所得基準

項目	所得の基準額	
	現行	改正後
7割軽減	基準額33万円	基準額43万円 (①) +10万円×(給与等を受ける者の数-1) (②)
5割軽減	基準額33万円+28.5万円×被保険者数	基準額43万円+28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与等を受ける者の数-1)
2割軽減	基準額33万円+52万円×被保険者数	基準額43万円+52万円×被保険者数 +10万円×(給与等を受ける者の数-1)

3 施行期日

公布の日から施行。ただし、令和3年度分以後の国民健康保険税について適用する。

令和2年度 福井市国民健康保険特別会計3月補正予算（案）

（単位：千円）

科 目	補正前の 予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後の 予算額 (A+B)	主な要因
繰越金	0	122,176	122,176	
諸収入	132,709	38,075	170,784	国保連合会からの返還金
補正されなかった 科目にかかる額	22,088,752		22,088,752	
歳入合計	22,221,461	160,251	22,381,712	
基金積立金	50,037	80,000	130,037	国民健康保険基金積立金
諸支出金	56,464	80,251	136,715	令和元年度保険給付費等交付金確定に伴う返還金
補正されなかった 科目にかかる額	22,114,960		22,114,960	
歳出合計	22,221,461	160,251	22,381,712	

令和 3 年度 福井市国民健康保険特別会計予算（案）

（単位：千円）

科 目	3 年度 予算 (A)	2 年度 当初予算 (B)	増 減 (A - B)	主な要因
国民健康保険税	4,197,441	4,613,472	△ 416,031	新型コロナウイルスの影響による大幅な減収
現年度分	3,895,617	4,277,984	△ 382,367	
滞納繰越分	301,824	335,488	△ 33,664	
県支出金	15,958,531	15,794,284	164,247	保険給付費の増に伴う保険給付費等交付金の増
繰入金	1,731,754	1,653,048	78,706	国民健康保険基金繰入金の増
その他	117,274	134,196	△ 16,922	
歳入合計	22,005,000	22,195,000	△ 190,000	
保険給付費	15,756,635	15,659,703	96,932	
保健事業費	192,150	189,275	2,875	
国保事業費納付金	5,621,567	5,894,286	△ 272,719	
医療給付費分	3,773,331	4,120,151	△ 346,820	
後期高齢者支援金分	1,336,991	1,347,602	△ 10,611	
介護納付金分	511,245	426,533	84,712	
その他	434,648	451,736	△ 17,088	
歳出合計	22,005,000	22,195,000	△ 190,000	

令和3年度 福井市国民健康保険診療所特別会計予算(案)

資料6

(歳入)

(単位：千円)

科目		本年度 予算額	前年度 予算額	対前年度比較		備 考
				増減額	増減比	
診療収入	国民健康保険診療報酬収入	73	73	0	0.0%	
	社会保険診療報酬収入	7	7	0	0.0%	
	後期高齢者診療報酬収入	1,129	1,129	0	0.0%	
	その他の診療報酬収入	20	20	0	0.0%	
	一部負担金収入	175	175	0	0.0%	
	小 計	1,404	1,404	0	0.0%	
使用料 及び 手数料	診断書手数料	1	1	0	0.0%	
	保健衛生活動手数料	1	1	0	0.0%	福祉医療事務に係る手数料
	意見書作成手数料	4	4	0	0.0%	介護保険等に係る意見書作成に係る手数料
	小 計	6	6	0	0.0%	
財産収入	3	21	△ 18	△85.7%	国民健康保険診療所基金利子	
繰入金	1,485	1,467	18	1.2%	国民健康保険特別会計繰入金 940 国民健康保険診療所基金繰入金 545	
繰越金	1	1	0	0.0%		
諸収入	1	1	0	0.0%	雑入	
歳 入 合 計	2,900	2,900	0	0.0%		

(歳出)

(単位：千円)

科目		本年度 予算額	前年度 予算額	対前年度比較		備 考
				増減額	増減比	
総務費	一般管理費	1,763	1,743	20	1.1%	事務諸経費 1,718 施設維持管理費 45
	医療器具費	20	20	0	0.0%	医療器具購入費 10 医療器具補修費 10
医業費	医療用消耗品費	1,030	1,030	0	0.0%	医療消耗器材費 10 医薬品費 1,020
	医業費	7	7	0	0.0%	諸検査費
	小 計	1,057	1,057	0	0.0%	
基金積立金	3	21	△ 18	△85.7%		
予備費	77	79	△ 2	△2.5%		
歳 出 合 計	2,900	2,900	0	0.0%		

保健事業等の主な取組みについて

☆ポイント

特定健康診査

- ・受診率は、対前年度比 4.0%減少

特定保健指導

- ・実施率は、対前年度比 2.0%増加

一日人間ドック助成

- ・コロナ禍のため、予約方法等の変更

ジェネリック医薬品使用促進

- ・使用率は、対前年度比1.9%増加

令和 3 年度の主な取組み予定

- ・特定健診未受診者に対し、通知による受診勧奨
- ・ショッピングセンター等での健診を 3 回実施

1 特定健康診査

(1)受診状況(12月末現在)

特定健診対象者数 35,764 人(R 元:36,498人)

目標受診率 39% (部局マネジメント)

年 度	R2 年度	R 元年度	前年度比
区 分	6 月～12 月末 受診者数(実績)	5 月～12 月末 受診者数(実績)	
個別健診	3,741人	3,495 人	246 人
拠点健診	2,126人	2,767 人	△641 人
巡回健診	91 人	1,275 人	△1,184人
計	5,958人	7,537人	△1,579人
受診率	16.7%	20.7%	△4.0%

※法定報告では、特定健診対象とならない人(妊産婦、拘禁者等)を対象者数から除外し報告するため
マネジメントの目標に近い数字になる。

○令和元年度 部局マネジメント目標受診率 37%
法定報告受診率 31.8%

(2)主な取組み

① 自己負担金無料化

指定年齢者(40・45・50・55・60・65・70 歳)及び市民税非課税世帯の自己負担金無料化を実施

② 特定健診とがん検診の受診券を左綴じの同一冊子とし、年3回に分けて送付

コロナ禍のため、健診開始が7月からとなったため、受診券の発送を例年より遅らせた。
(6月16日、6月29日、7月10日発送)

③ 広報

- ・「ふくチャンネル」CM放送(通年)
- ・市政広報年3回掲載(4月25日号、7月10日号、9月25日号、11月25日号)
- ・特定健診啓発ポスター掲示 166箇所(各公民館・指定医療機関・市県施設・団体等)
- ・行政情報モニター放送(市民ホール及びエレベーターホール設置)

④ 新規健診対象の40歳の人に対する受診勧奨

健診パンフレットの送付(353通)

⑤ 市医師会との連携による受診勧奨リーフレット配布(5,280部)

⑥ 受診勧奨文面入り(裏面)封筒による保険証送付(29,755通)

⑦ 7月までの新規国保加入者に対する受診券発送(120通)

⑧ 未受診者に対する受診歴等に応じたハガキによる受診勧奨(10月～、19,000人)

⑨ 未受診者に対するSMSによる受診再勧奨(12月～、1,183人予定)

⑩ 在宅保健師による未受診者への電話勧奨 964人(12月末)

⑪ ショッピングセンター等での健診の実施(10/20ベル、11/5エルパ、11/24県医師会館)

⑫ 事業所健診結果提供依頼(1月～3月)

区分	H30年度	R元年度	R2年度
事業所依頼数	827事業所	773事業所	372事業所
情報提供人数	531人	579人	

⑬ 治療中の医療機関からの診療情報提供(11月～2月)

区分	H30年度	R元年度	R2年度
情報提供人数	416人	483人	79人(11月末現在)

2 特定保健指導

(1)実施状況(12月末現在)

特定保健指導目標実施率 31.6% (部局マネジメント)

区分	動機付け支援	積極的支援	計	元年度同期計
利用券送付数	426人	110人	536人	755人
初回面接実施者数 (うち当日面接)	87人 (33人)	23人 (10人)	110人 (43人)	140人 (20人)
初回面接実施率	20.4%	20.9%	20.5%	18.5%

○令和元年度 部局マネジメント目標実施率 28.8%
法定報告実施率 13.1%

(2)主な取組み

- ①自己負担金無料化
- ②人間ドック当選通知送付時に特定保健指導の利用勧奨チラシを同封(6月)
- ③市医師会等による利用勧奨の協力及び国保連合会の在宅保健師による未利用者への勧奨を実施
- ④利用勧奨後に、特定保健指導を利用しない人へ再勧奨通知送付
- ⑤健診当日に、対象者に対し、特定保健指導の一部を実施(12月末現在 43人)
- ⑥啓発ポスター(健診機関122箇所)の掲示

3 一日人間ドック助成状況(R2については、受診予定者数)

・一日人間ドック

年度	定員	受診者	備考
H30	1,400人	1,309人	前年度助成者:513人 前年度未助成者:796人
R元	1,000人	808人	優先要件を満たした者:223人 優先要件は満たしていない者:585人
R2		715人	優先要件を満たした者:333人 優先要件は満たしていない者:382人

・脳ドック(30年度からMMSEを追加)

年度	定員	計
H30	160人	153人
R元		127人
R2		99人

4 ジェネリック医薬品使用促進

(1)使用状況

目標使用率(数量ベース年度平均)80.0%(部局マネジメント)

年度	元年度12月末	2年度12月末
使用率	77.6%	79.5%

(2)主な取組み

- ①ジェネリック医薬品と先発薬との差額通知書の送付(12月末現在 5,798通送付)
(500円以上の差額、年6回奇数月送付)
- ②保険証送付時にジェネリック医薬品希望シールを同封(7月 27,779通)
- ③市薬剤師会の協力によるジェネリック医薬品希望シール配布(96店舗)
- ④市広報紙への掲載予定(3月10日号)

5 令和3年度の新規取組み予定

【特定健康診査】

・特定健診未受診者へ、過去の健診結果を掲載した通知送付による受診勧奨の実施

【特定保健指導】

・一部の指導対象者への通知方法の変更(健診結果に同封)